

理事	河 内 源太郎	山鹿市鹿北町椎持 111 番地	鹿本郡鹿北町大字椎持 111 番地
監事	友 田 政 就	山鹿市鹿北町芋生 3466 番地	鹿本郡鹿北町大字芋生 3466 番地
"	平 井 光 臣	山鹿市鹿北町芋生 2096 番地	鹿本郡鹿北町大字芋生 2096 番地
"	藤 本 英 世	山鹿市鹿北町多久 1498 番地 1	鹿本郡鹿北町大字多久 1498 番地 1
"	本 田 隆 一	山鹿市鹿北町多久 1924 番地 1	鹿本郡鹿北町大字多久 1924 番地 1

熊本県公告第 311 号

山鹿市菊鹿町土地改良区の役員の住所を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 17 年 4 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	新 住 所	旧 住 所
理事	栗 原 辰 也	山鹿市菊鹿町山内 233 番地	鹿本郡菊鹿町大字山内 233 番地
"	田 中 正 信	山鹿市菊鹿町下永野 1189 番地	鹿本郡菊鹿町大字下永野 1189 番地
"	有 働 國 廣	山鹿市菊鹿町太田 471 番地	鹿本郡菊鹿町大字太田 471 番地
"	高 田 信	山鹿市菊鹿町松尾 716 番地	鹿本郡菊鹿町大字松尾 716 番地
"	平 井 昇	山鹿市菊鹿町池永 161 番地	鹿本郡菊鹿町大字池永 161 番地
"	平 井 強 誠	山鹿市菊鹿町木野 3388 番地	鹿本郡菊鹿町大字木野 3388 番地
"	富 田 高 士	山鹿市菊鹿町上内田 950 番地	鹿本郡菊鹿町大字上内田 950 番地
"	石 川 政 雄	山鹿市菊鹿町長 954 番地	鹿本郡菊鹿町大字長 954 番地
監事	佐 藤 公 俊	山鹿市菊鹿町宮原 329 番地	鹿本郡菊鹿町大字宮原 329 番地
"	古 家 友 則	山鹿市菊鹿町上内田 1774 番地	鹿本郡菊鹿町大字上内田 1774 番地

熊本県公告第 312 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 17 年 4 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	苓北地区 (小松 2 工区)	平成 13 年 9 月 26 日	平成 17 年 3 月 3 日	熊本県
区画整理	苓北地区 (鴨田工区)	平成 13 年 10 月 3 日	平成 17 年 3 月 3 日	熊本県
区画整理	苓北地区 (元袋工区)	平成 13 年 9 月 26 日	平成 17 年 2 月 28 日	熊本県
区画整理	羊角湾周辺地区 (益田工区)	平成 11 年 11 月 30 日	平成 17 年 1 月 11 日	熊本県
区画整理	羊角湾周辺地区 (内の原 A 工区)	平成 14 年 10 月 16 日	平成 17 年 3 月 3 日	熊本県
区画整理	羊角湾周辺地区 (内の原 B 工区)	平成 14 年 12 月 4 日	平成 17 年 3 月 3 日	熊本県

熊本県公告第 313 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 17 年 4 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	泗水高江	平成 12 年 11 月 6 日	平成 17 年 3 月 24 日	熊本県

熊本県公告第314号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成17年4月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	北本妙寺	平成11年3月19日	平成16年3月26日	熊本県

熊本県公告第315号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定に基づき菊陽町長富永清次から熊本都市計画事業菊陽第一土地区画整理事業について、次のとおり換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成17年4月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

換地処分の内容 平成17年1月25日付け熊本県指令都計第24号で認可した換地計画のとお

熊本県公告第316号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成17年4月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 特定役務の名称
委託番号 管委第1号
委託名 平成17年度県庁舎等清掃業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部管財課管理係
熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 3304
- 3 契約の相手方を決定した日
平成17年3月4日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
社団法人 熊本県弘済会
熊本市月出一丁目8番37号
- 5 契約に係る金額
85,050,000円（うち消費税及び地方消費税の額 4,050,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成17年1月17日

熊本県公告第317号

水俣市ほか8市町村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
水俣市	平成14年度から平成16年度まで	大字袋の一部	地籍図・地籍簿	平成17年4月7日
山鹿市	平成14年度から平成16年度まで	菊鹿町上内田・山内の一部		
牛深市	平成15年度から平成16年度まで	二浦・魚貫町の一部		
菊池市	平成15年度から平成16年度まで	大字隈府の一部		
菊池市	平成15年度から平成16年度まで	大字四町分の一部		

菊池市	平成14年度から 平成16年度まで	大字川辺の全部・尾足の全部
宇土市	平成15年度から 平成16年度まで	南段原町の全部
宇土市	平成15年度から 平成16年度まで	赤瀬町の一部
小国町	平成14年度から 平成16年度まで	大字下城の一部
坂本村	平成14年度から 平成16年度まで	大字葉木の一部
坂本村	平成14年度から 平成16年度	大字中谷ろの全部
水上村	平成15年度から 平成16年度	大字湯山の一部
山江村	平成15年度から 平成16年度	大字山田の一部

熊本県公告第318号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年4月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 借り入れ物品及び数量
防災FAXの借入れ及び保守 131台 一式
- (2) 借り入れ物品の規格、品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 借り入れ期間
契約締結の日から平成21年3月31日まで
- (4) 納入期限
平成17年7月31日
- (5) 納入場所
入札説明書及び仕様書のとおり
- (6) 入札方法
ア 入札金額は、防災FAXの借入れに係るに要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種OA機器類）に登録された者であり、また、過去2年間でファクシミリ等の保守業務の実績があること。
 - (2) 本業務は既設の県防災行政無線の特殊な通信設備を介して、一斉指令等のファクシミリの送受を行うため、入札の事前に入札説明書に記載する送受試験を行う。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 5（4）の入札日時時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請書の提出